

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成26年1月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ニトリ近江八幡店 近江八幡市馬淵町1680-1 他1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ニトリホールディングス 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥 昭雄
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 荷さばき施設の位置および面積 91㎡
 - イ 廃棄物保管施設の位置および容量 16.62㎡
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前10時から午後9時
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分
 - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3ヵ所
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時
 - (2) 変更後
 - ア 荷さばき施設の位置および面積 141㎡
 - イ 廃棄物保管施設の位置および容量 22.64㎡
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社ニトリ 午前10時から午後9時
株式会社サークルKサンクス 24時間
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3ヵ所
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 午前6時から午後10時
荷さばき施設2 24時間
- 4 変更年月日 平成26年7月23日
- 5 変更の理由 敷地内にテナント（サークルKサンクス）が出店するため。
- 6 届出年月日 平成25年12月17日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町236番地
竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3
 - (2) 縦覧期間 平成26年1月15日から平成26年5月15日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成26年5月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1